

水俣・芦北地域水俣病被害者等 保健福祉ネットワーク規約

(目的)

第1条 水俣病の被害を受けた方及びその家族（以下「水俣病被害者等」という。）への保健福祉サービスの提供等に関わる機関等によるネットワークを構築し、水俣病保健対策として実施している事業や既存の福祉施策等の総合的な活用を図ることによって、水俣・芦北地域における水俣病被害者等の生活や社会参加について必要な援助を行い、「安心して暮らせる地域づくり」を目指す。

(名称)

第2条 本ネットワークの名称は、「水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワーク」とする。

(構成機関等)

第3条 本ネットワークは、水俣・芦北地域において、水俣病被害者等への保健福祉サービスの提供等に関わる機関・団体・施設等で構成する。

(取組内容)

第4条 第1条の目的を達成するため、本ネットワークは構成機関等相互の協力により次の取組を行う。

- (1) 保健福祉サービス等に関する情報の共有・連絡調整
- (2) 水俣病被害者等に対する保健福祉サービス情報の提供
- (3) 処遇困難な事例や総合的な支援が必要な事例等への対応方法の検討及びこれら対応事例の蓄積・共有
- (4) 水俣病被害者等の保健福祉に対するニーズの把握及び課題の整理・検討
- (5) ケアに関わる実務者のレベルアップ研修
- (6) 構成機関等が実施する各種事業に関する相互協力及び共同事業等の検討
- (7) その他本ネットワークの目的達成に必要な事項

(会議)

第5条 前条の取組を推進するため、必要に応じて全体会議及びケア会議を開催する。

2 全体会議は、全ての構成機関等により構成し、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 前条各号に掲げる取組の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 事業計画・事業報告に関すること。
- (3) 本規約の改正、企画部会への付託事項、企画部員の選任その他ネットワーク運営に関する重要な事項の議決に関すること。

3 前項第3号の議決については、構成機関等の過半数が出席し、出席者の過半数で決する。

なお、構成機関等の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提

案を可決する旨の全体会議の決議があったものとみなす。

- 4 ケア会議は、前条第3号の目的を達成するため、構成機関等からの要請等により、必要に応じて当該事例に係る構成機関等の実務担当者が事務局の要請により参集し、当該事例への対応方法の検討を行う。
- 5 全体会議及びケア会議には、必要に応じて構成機関等以外を参加させることができる。

(企画部会)

第6条 第4条の取組の促進を図るため、全体会議に企画部会を置き、全体会議が付託した事項について調査、審議等を行う。

- 2 企画部会は、構成機関等の実務担当者等から、全体会議で選任した部会員をもって構成する。
- 3 部会員は、事務局と協働して、企画部会の運営を行う。
- 4 企画部会は、企画部会の活動の状況について、全体会議に報告するものとする。
- 5 部会員の任期は、1年間とし、再任を妨げない。ただし、部会員が選任された時の構成機関等から異動等をした場合は、当該構成機関等の後任者等が残任期間を務めるものとする。

(会費等)

第7条 本ネットワークへの参加に当たっての入会金、会費等は徴収しない。ただし、本ネットワークの活動のため必要となる交通費等については、原則として各構成団体等が自ら負担するものとする。

(守秘義務)

第8条 本ネットワークにおける個人情報の取扱いについては、個人情報保護法その他関係法令を遵守しなければならない。

(事務局)

第9条 本ネットワークの事務局は熊本県が所管するものとし、所在地等については、別に定める。

(その他)

第10条 この規約に定めるものの外、必要な事項は全体会議で定める。

附 則

この規約は、平成19年11月14日から施行する。

この規約は、令和3年(2021年)7月7日から施行する。